

申請者確認・提出

※窓口へ申請される前に、このシートの各項目を記入していただき、各確認事項にチェックをお願いします。

【提出書類の確認シート】実習併用職業訓練（実践型人材養成システム）実施計画

A. 事業所に関する記載事項

①事業所名		②担当者氏名	
③雇用保険適用事業所番号		④主な産業分類	
⑤訓練の職種			※別紙の区分一覧より選択
⑥企業の規模	<input type="checkbox"/> 大企業 ・ <input type="checkbox"/> 中小企業	※別紙をご参照ください	
⑦会社概要がわかるホームページ ※もしくは「設立年月日」「主な事業内容」「資本金額」「常時労働者数」等を記載（別紙で添付可）			

B. 訓練実施計画に関する確認事項

各欄について内容をご確認されましたら、「□ 確認済み」に、「✓、■、○」等を記してください。
また、⑩及び⑫については、該当する項目の「□」に、「✓、■、○」等を記してください。

⑧訓練を実施する期間は、6ヶ月以上2年以下である。	<input type="checkbox"/> 確認済み								
訓練期間 (a) _____ 年 (b) _____ ヶ月 (c) _____ 日									
⑨訓練の総時間数は、訓練期間1年あたりで850時間以上である。	<input type="checkbox"/> 確認済み								
※下の計算により、(d)の時間数が、(d')の時間数を上回る必要があります。 (d) _____ 時間 ≥ (d') _____ 時間									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>総時間数 (d) _____ 時間 (= (e) + (f))</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(0JT : (e) _____ 時間、Off-JT : (f) _____ 時間)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記⑨の訓練期間より (a) _____ 年 × 850 = (a') _____ 時間</td> <td rowspan="3">} (a') + (b') + (c') の合計時間 (d') _____ 時間</td> </tr> <tr> <td>(b) _____ ヶ月 ÷ 12 × 850 = (b') _____ 時間</td> </tr> <tr> <td>(c) _____ 日 ÷ 365 × 850 = (c') _____ 時間</td> </tr> </table>	総時間数 (d) _____ 時間 (= (e) + (f))		(0JT : (e) _____ 時間、Off-JT : (f) _____ 時間)		上記⑨の訓練期間より (a) _____ 年 × 850 = (a') _____ 時間	} (a') + (b') + (c') の合計時間 (d') _____ 時間	(b) _____ ヶ月 ÷ 12 × 850 = (b') _____ 時間	(c) _____ 日 ÷ 365 × 850 = (c') _____ 時間	
総時間数 (d) _____ 時間 (= (e) + (f))									
(0JT : (e) _____ 時間、Off-JT : (f) _____ 時間)									
上記⑨の訓練期間より (a) _____ 年 × 850 = (a') _____ 時間	} (a') + (b') + (c') の合計時間 (d') _____ 時間								
(b) _____ ヶ月 ÷ 12 × 850 = (b') _____ 時間									
(c) _____ 日 ÷ 365 × 850 = (c') _____ 時間									
⑩0JT（実習）時間数の占める割合は、総時間数の2割以上8割以下である。	<input type="checkbox"/> 確認済み								
0JT(e) _____ 時間 ÷ 総時間(d) _____ 時間 × 100 = (g) _____ %									
⑪ジョブ・カード様式4（評価シート）は、汎用性がある評価基準から引用されている。	<input type="checkbox"/> 確認済み								
<p>※ジョブ・カード様式4（評価シート）の「Ⅲ技能・技術に関する能力(2)専門的事項」の評価基準項目は、以下のいずれかが出所（複数採択可）となっている項目数が、全体の半数以上設定されている必要があります。</p> <p>1) 「モデル評価シート」/厚生労働省・中央職業能力開発協会 <input type="checkbox"/></p> <p>2) 「職業能力評価基準」/厚生労働省・中央職業能力開発協会 <input type="checkbox"/></p> <p>3) 「日本版デュアルシステム訓練修了後の評価項目作成支援ツール」/（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 <input type="checkbox"/></p> <p>4) 技能検定その他の公的資格制度（技能照査含む）における試験基準/（試験等： _____ ） <input type="checkbox"/></p> <p>5) 業界団体等が当該職種に関する分析を通じて作成した企業横断的な評価基準/（団体名： _____ ） <input type="checkbox"/></p>									
⑫Off-JT（座学）を行う機関は、次のいずれかに該当する訓練を実施するものである。	<input type="checkbox"/> 確認済み								
<p>1) 申請事業主以外の者が設置する施設であって、職業能力の開発及び向上にかかる教育訓練機関により適切に行われる教育訓練 <input type="checkbox"/></p> <p>2) 都道府県知事の認定を受けた職業訓練（認定職業訓練） <input type="checkbox"/></p> <p>3) 公共職業能力開発施設（職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校）が行う職業訓練 <input type="checkbox"/></p> <p>※自社が行うOff-JTは、上記「2）」の場合を除いて原則認められませんので、「2）」を選択された場合には、別途確認書類を提出する必要があります。</p>									
⑬訓練の対象者は、訓練期間の始期の時点で、15歳以上40歳未満の者である。	<input type="checkbox"/> 確認済み								
<p>また、次のいずれかに該当する者に対して訓練を実施するものである。</p> <p>○新たに雇用しようとする者に対して、訓練を実施する ※訓練期間の始期と、対象者の雇入れ日が同一の日付であること</p> <p>○既に雇用している短時間等労働者（非正規社員・パートタイマー等）を、通常の労働者（正社員）に転換させて、訓練を実施する ※訓練期間の始期と、対象者を正社員とした日が同一の日付であること、及び対象となる短時間等労働者は、この申請手続を行う時点で既に雇用されていること（別途、確認書類を提出する必要があります）</p> <p>※この申請手続を行う時点で対象者が未定の場合も、この要件をご確認の上で、訓練対象者を選定してください。</p>									

■ 主な産業分類について

主な産業分類は、日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づき、下表の大分類区分一覧(A～T)の中から、選択してください。

詳細については、以下のURL(総務省統計局ホームページ)をご参照ください。

<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm>

キーワードによる分類検索はこちら

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>

A 農業、林業	K 不動産業、物品賃貸業
B 漁業	L 学術研究、専門・技術サービス業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	M 宿泊業、飲食サービス業
D 建設業	N 生活関連サービス業、娯楽業
E 製造業	O 教育、学習支援業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	P 医療、福祉
G 情報通信業	Q 複合サービス事業
H 運輸業、郵便業	R サービス業(他に分類されないもの)
I 卸売業、小売業	S 公務(他に分類されるものを除く)
J 金融業、保険業	T 分類不能の産業

■ 企業の規模について

企業の規模は、下表のとおり「主たる事業」ごとに、「A企業の資本の額又は出資の総額」又は「B企業全体で常時雇用する労働者の数」によって判断します。下表のA又はBのうちいずれかに該当する場合は、中小企業となります。

営利法人以外の法人(以下「非営利法人」とします。)については、常時雇用する労働者数によって判断します。非営利法人には、公益法人(財団法人・社団法人)・学校法人・宗教法人・医療法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人・協同組合(農業協同組合、生活協同組合、信用協同組合等)・相互会社・中間法人等がこれに該当します。

主たる事業	A 企業の資本の額または出資の総額	B 企業全体で常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
製造業・建設業・運輸業その他	3 億円以下	300 人以下